

栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与制度について

この制度は、働きながら学ぶ方で、経済的な理由により修学が困難な方の高等学校定時制・通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的としています。

1 貸与の申請

○申請の資格

次の(1)～(6)の全てに該当する生徒です。

- (1) 栃木県内の高等学校定時制・通信制課程、又は広域通信制課程に在学していること
- (2) 広域通信制課程に在学する生徒については、栃木県内に住所があること
- (3) 経常的に収入のある職業に就いていること
※長期継続して働くものであれば、正規雇用以外のアルバイト等でも該当します。
- (4) 経済的な理由で修学が困難であること（次のア～ウのいずれかに該当すること）
 - ア 貸与希望者が扶養されておらず、扶養親族もない場合
…希望者本人の年間の所得が279万円以下であること
 - イ 貸与希望者が扶養されておらず、扶養親族がいる場合
…希望者本人の年間の所得が所得税非課税となる額の192%以下であること
 - ウ 貸与希望者が扶養されている場合
…希望者本人の年間の所得が所得税非課税となる額（給与収入の場合は収入額が103万円以下）であり、扶養者の所得が所得税非課税となる額の192%以下であること
- (5) 年間18単位（学年別に履修すべき単位が決められているときはその単位数）以上履修すること
- (6) 栃木県高等学校等修学資金、他の都道府県が貸与する栃木県高等学校等修学資金に類する資金、栃木県育英会が貸与する奨学金の貸与を受けていないこと

○貸与の条件

- (1) 貸与額 月額15,000円 ※原則として毎月貸与者本人の口座に振り込まれます
- (2) 貸与期間 貸与を受けた月数を通算して4年（48ヶ月）以内 ※毎年度申請が必要です。

提出書類		申請者が扶養 されていない 場合	申請者が扶養されている場合	
		申請者	申請者	申請者を 扶養する者
1	貸与申請書（別記様式第1号）	○ 様式その1	○ 様式その2	
2	誓約書（別記様式第2号）	○	○	
3	給与等所得見込証明書（別記様式第3号）	○	○	○
4	単位修得証明書（別記様式第3号の2）	学校で作成	学校で作成	
5	申請者が経常的に収入のある職に就いていることを証明する書類（下記のいずれも提出）			
	在職証明書	○	○	
	前年から継続して勤務している場合は、前年の所得を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）、市町村発行の所得課税証明書）	○※1 （マイナンバー 活用可）	○※1 （マイナンバー 活用可）	
6	扶養者の前年の所得を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）、市町村発行の所得課税証明書）			○※1 （マイナンバー 活用可）

※1 マイナンバーを活用することにより、前年の所得を証明する書類（市町村発行の所得課税証明書）の提出を省略することが出来ます。

マイナンバーを活用する方は、申請書にマイナンバー活用申出書とマイナンバー提出台紙を添付してください。

※2 状況によっては、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

○申請書の提出

6月末日までに、学校を通じて栃木県教育委員会事務局高校教育課に提出します。

2 貸与の決定

申請者の中から、選考委員会の選考を経て貸与者が決定されます。選考結果は、学校を通じて本人に通知されます。なお、希望者が多いときは、申し込みの資格を満たしていても採用されないこともあります。

3 貸与の休止・打ち切り

○貸与の休止

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合、修学奨励費の貸与が休止されます。

(1) 休学したとき

(2) 長期にわたって欠席したとき

※定時制課程に在学する生徒の場合

(3) 長期にわたって添削指導または面接指導を受けなかったとき

※通信制課程に在学する生徒の場合

(4) 単位数の修得状況が、「申請の資格」の(5)に記載の単位数に達しなかったとき

○貸与の打ち切り

次の(1)～(7)のいずれかに該当する場合、修学奨励費の貸与が打ち切られます。

(1) 栃木県内の高等学校定時制・通信制課程、もしくは広域通信制課程に在学する生徒でなくなったとき

(2) 広域通信制課程に在学する生徒が栃木県内に住所を有しなくなったとき

(3) 経常的に収入のある職業に就いていないとき

※貸与期間中の解雇等により求職中の場合を除く

(4) 所得が「申請の資格」の(4)に定める額を超えたとき

(5) 栃木県高等学校等修学資金、他の都道府県が貸与する栃木県高等学校等修学資金に類する資金、栃木県育英会が貸与する奨学金の貸与を受けるとき

(6) 修学奨励費の貸与を受けることを辞退したとき

(7) その他、修学奨励費の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

4 返還

○返還の方法

貸与打ち切りから6ヶ月を経過したときから、貸与期間に相当する期間内に、月15,000円ずつ、もしくは半年で90,000円ずつ返還します。また、いつでも繰り上げ返還ができます。

○利息

修学奨励費の返還に当たり、利息はつきません。ただし、返還を延滞したときは、延滞金を払わなければなりません。

○返還の猶予

大学等に進学した場合や、引き続き高等学校に在学する場合、在学中は返還が猶予されます。

○返還の免除

次の(1)～(3)に該当する場合、修学奨励費の返還が免除されます。

(1) 高等学校の定時制・通信制課程を卒業したとき

(2) 定時制・通信制課程在学中に、高等学校卒業程度認定試験に合格したとき

(3) 貸与者が死亡、もしくは心身の障害により返還ができなくなったとき